

糸島ロータリークラブ運営規程

第1条 目的

本規程は、糸島ロータリークラブの運営を円滑にするために、組織、運営に関する事項を定める。

第2条 常任委員会

第1節 定款細則第9条に基づき、会長は糸島ロータリークラブ定款第11条第6節に挙げられた委員会を内包した常任委員会を設置しなければならない。

第2節 常任委員会の名称は以下の通りとし、会長に指名された理事が委員長として運営を行う。

クラブ奉仕委員会（ファースト）

クラブ奉仕委員会（セカンド）

会員基盤向上委員会

クラブ広報委員会

ロータリー財団委員会

奉仕プロジェクト委員会

第3節 常任委員会委員長の任期は、7月1日に就任し、同日より1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第4節 それぞれの常任委員長は、監督する定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第3条 小委員会

第1節 会長は、理事会の承認の下に、各常任委員会に必要と考える特定分野を担当する小委員会を設置することができ、必要に応じて、これ

を新設及び廃止することができるものとする。

- (1) クラブ奉仕委員会（ファースト）
 - SAA 委員会
 - 例会プログラム委員会
 - 親睦活動委員会
- (2) クラブ奉仕委員会（セカンド）
 - 長期計画委員会
 - 健康増進特別委員会
 - 定款・細則委員会
- (3) 会員基盤向上委員会
 - 会員増強・継続支援委員会
 - 職業奉仕・会員研修委員会
 - 出席・会員選考委員会
- (4) クラブ広報委員会
 - クラブ会報・IT化支援委員会
 - ロータリー情報委員会
- (5) ロータリー財団委員会
 - 寄付増進・財団プログラム委員会
 - 米山委員会
- (6) 奉仕プロジェクト委員会
 - 社会奉仕・環境保全委員会
 - 国際奉仕・青少年奉仕委員会

第2節 委員の任期、構成

- (a) 小委員会の委員長の任期は、本規程で別に定める場合を除いては、7月1日に就任し、同日より1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (b) 本条における諸委員会の委員の任期は1年とする。しかしながら委員会に継続性を持たせるために、1名又は数名の委員を再任するか2年の任期を以て任命できるものとする。理事会の決議によって延長される場合を除き、連続2年を越えて同一委員

会の委員となることはできない。

- (c) 会長は本条における次年度の諸委員会の委員を、毎年、次年度理事役員を選出後、次年度理事会承認の下に、おそくとも4月30日までに書面を以て会員に発表しなければならない。但し、正式任命の時期は会長エレクトが会長として就任する年度の7月1日とする。
- (d) 年度の途中において入会する新会員の委員任命については、クラブ例会において新会員として正式に紹介された直後、理事会承認の下に所属委員会を決定し、本人に通告すると共にクラブ週報によって発表するものとする。

第3節 各小委員会の任務等

- (a) 各小委員会は本規程によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。また、理事会によって特別の権限を与えた場合を除き、これらの小委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (b) 各常任委員会委員長は各小委員会の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ各特定分野について設置されたあらゆる小委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

第4節 各小委員会の職務等

(a) SAA委員会

SAAの職務は、例会の秩序維持が最重要職責であり、具体的には以下の職務を事務局と協力し行う事とする。

- ・ 会場の開門や閉門
- ・ 会場への入場や退場、早退・遅刻の承認や拒否
- ・ 来場者（ゲスト・ビジター等）の案内
- ・ 私語に対する警告
- ・ 会合プログラムの時間管理
- ・ 例会場の設営と片づけ

- ・例会に使用する備品の管理
- ・座席の指定
- ・食事の手配

(b) 例会プログラム委員会

本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

会員間の交流と友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を全員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 長期計画委員会

クラブの将来ビジョンを描き、それに沿った目標計画や行動計画を策定していくものとする。

(e) 健康増進特別委員会

会員とその家族の健康や疾病に関する予防知識等を啓発する。

(f) 定款・細則委員会

定款や細則、各規程に関する事項を担当する。

(g) 会員増強・継続支援委員会

絶えず本クラブの充填および未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適格な人物の指名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

(h) 職業奉仕・会員研修委員会

本クラブ会員がその職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。また、会員に対し、職業奉仕についての会員研修を実施するものとする。

る。

また、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員、特に新会員に会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、会員にロータリーその歴史・ロータリーの目的・活動に関する情報を提供し、会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

(i) 出席・会員選考委員会

すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、インターシティミーティング（IM）、地区研修・協議会および国際大会への出席も含まれる。）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

会員選考については、会員候補者を個人的な面から、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている方であるかどうか検討し、その結果を所定の用紙により理事会に報告する。

職業分類については、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填および未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そしてあらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

職業分類に関する委員会は、常に1名の3年委員、2年委員、1年委員を以て構成されるものとし、そのため毎年1名の委員は3年の任期を以て任命するものとする。

(j) クラブ会報・IT化支援委員会

クラブ週報の刊行によって関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。また、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、ロータリーの目的および規模に関する情報を提供し、そして本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、クラブホームページを運営する。

(k) ロータリー情報委員会

ロータリアン誌および、その他ロータリーに関する雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教育や手引きに雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の閲覧機会のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(l) 寄付増進・財団プログラム委員会

クラブ会員にロータリー財団についての関心を喚起し、その援助について社会奉仕委員会および国際奉仕青少年奉仕委員会と連携して、財団活動についての計画を立て実施する。

(m) 米山委員会

米山記念奨学会に関する事項を担当し、本クラブ会員に同委員会についての関心を喚起し、その援助についての計画を立て指示する。

また、地区米山奨学委員会と連携して、優秀な米山奨学生の募集に努め、クラブでの受け入れ、適格なカウンセラーの選任、ならびに奨学生の在学中における生活指導などを行う。

(n) 社会奉仕・環境保全委員会

本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。また、地域社会の文化発展のため寄与するものとする。

(o) 国際奉仕・青少年奉仕委員会

国際奉仕については、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

また、青少年奉仕については、すべての新世代のための活動に焦点を当て、健全な青少年の育成を目的とした方策を考案し、これを実施するものとする。また、ロータリーの青少年奉仕のスローガン「各ロータリアンは青少年の模範である。」を徹底しなければならない。

第4条 特別委員会

会長は、その必要ありと認めた場合、諸特定分野を担当する特別委員会を一つ或いは二つ以上設置し、特別委員会委員長を任命することができる。これらの特別委員会は、それぞれの責務によって該当する常任委員長が所管するところとなる。委員の任命については、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を1年以上2

年以内の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるべきものとする。

第5条 特別賛助者

本会に特別賛助者を置く。

第1節 特別賛助者に推薦される者は、以下(1)～(4)の項いずれかを要し、理事会で審査を受けこれを認証する。

(1) 高齢で退会した者のうち、年齢とクラブ在籍年数の合計が100を超える者。

(2) 退会后、後継者をただちに入会させ、これまで10年以上の在籍期間があり、顕著な活動実績と人格共に理事会で認められた者。

(3) ロータリー財団(1,000 \$以上)米山奨学会(10万円以上)の趣旨を良く理解し、それを達成し顕著な活動実績と人格共に理事会で認められた者。

(4) その他、理事会が審査し、顕著な活動実績と人格共に理事会で認められた者。

第2節 特別賛助者は終身会費として50,000円を納付しなければならない。

第3節 会長幹事は案内が適当と思われるロータリークラブの催事に際して、特別賛助者に案内文書を送付し出欠を伺う事とする。ただし、催事に参加の場合は、その都度会費を支払う事とする。

第4節 特別賛助者の死亡時に会長・幹事は弔問の上、弔電の他、香典、供花を贈る。なお、香典は10,000円、供花は30,000円程度とする。

第6条 改正

本規程は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。また、クラブ定款および細則、国際ロータリーの定款および細則と背馳する如き改正または条項追加を本規程に対して行うことはできない。

(附則)

この規程は、2022年7月1日から施行する。

※令和元年5月1日より規定された「特別賛助者規定」を廃止とし、本規程に統合する。